

「指定居宅サービス」重要事項説明書
～短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）～

当事業者は介護保険の指定を受けています
短期入所生活介護（兵庫県指定 第 2870100258 号）
介護予防短期入所生活介護（兵庫県指定 第 2870100258 号）

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービス内容、契約上ご注意くださいことを次の通り説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 神戸老人ホーム
- (2) 法人所在地 神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号
- (3) 電話番号 (078) 851-2560
- (4) 代表者氏名 理事長 八木 良三
- (5) 設立年月日 昭和27年 5月27日
- (6) ホームページアドレス <http://www.krh-sumiyoshi.com>

2 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階
- (2) 建物の延べ床面積 4, 236.96㎡
- (3) 施設の周辺環境

JR神戸線住吉駅徒歩10分、阪急神戸線御影駅徒歩10分の閑静な住宅街に位置し、近隣には病院、商店が多数ある。

事業所の説明

(1) 施設の種類

指定短期入所生活介護 ・平成 12年 4月 1日指定

兵庫県 2870100258 号

介護予防指定短期入所生活介護 ・平成 18年 4月 1日指定

兵庫県 2870100258 号

*当事業所は特別養護老人ホーム光明苑・養護老人ホーム住吉苑に併設されています。

(2) 施設の目的

介護保険法令に従い、ご契約者様（ご利用者様）が、その有する能力に応じ可能なかぎり自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者様に、日常生活を営むため必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、短期入所生活介護(介護予防短期入所生活介護)サービスを提供します。

(3) 受入基準

要介護認定を受けており、要支援もしくは要介護の判定を受けている方。

(4) 施設名称 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）特別養護老人ホーム 光明苑

(5) 施設所在地 神戸市東灘区住吉本町3丁目7番41号

交通機関 JR神戸線住吉駅徒歩10分

阪急神戸線御影駅10分

(6) 電話番号及びFAX番号 TEL (078)-851-2560 FAX (078)-851-1449

(7) 施設長（管理者）氏名

（介護予防）短期入所生活介護 竹本 慎

(8) 当施設の運営方針

生活の場としての入居者本位及び自立生活支援サービスの提供

(9) 開設（サービス開始）年月

短期入所生活介護 平成12年 4月 1日

介護予防短期入所生活介護 平成18年 4月 1日

(10) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

特別養護老人ホーム光明苑

養護老人ホーム住吉苑

デイサービスやまびこ（併設型通所介護事業）

住吉訪問介護センター

住吉定期巡回・随時対応型訪問介護看護センター

住吉夜間対応型訪問介護センター

住吉高齢者生活支援センター（居宅介護支援事業）

住吉北部あんしんすこやかセンター（地域包括支援事業）

(11) 通常の実業の実施地域

神戸市東灘区・灘区及び中央区を主とするが、地域外でも利用者の相談に応じます。

(12) 営業日及び営業時間

営業時間： 年中無休

受付時間： 24時間体制

サービス： 24時間体制

提供時間帯

(13) 利用定員

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護） 14人

(14) 居室等の概要（短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護）

短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、個室など他の種類の居室への利用をご希望される方は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者様の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります。）

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	5室	トイレ・クローゼット付
個室（1人部屋）	0室	クローゼット付
2人部屋	1室	トイレ・クローゼット付
4人部屋	2室	トイレ・クローゼット付
合計	8室	
食堂	1室	車椅子対応
機能訓練室	1室	歩行訓練機・ボール投げゲーム機等
浴室	1室	一般浴・特殊浴槽・リフト浴
医務室	1室	
静養室 (4人部屋・2人部屋)	各1室	体調不良者対応

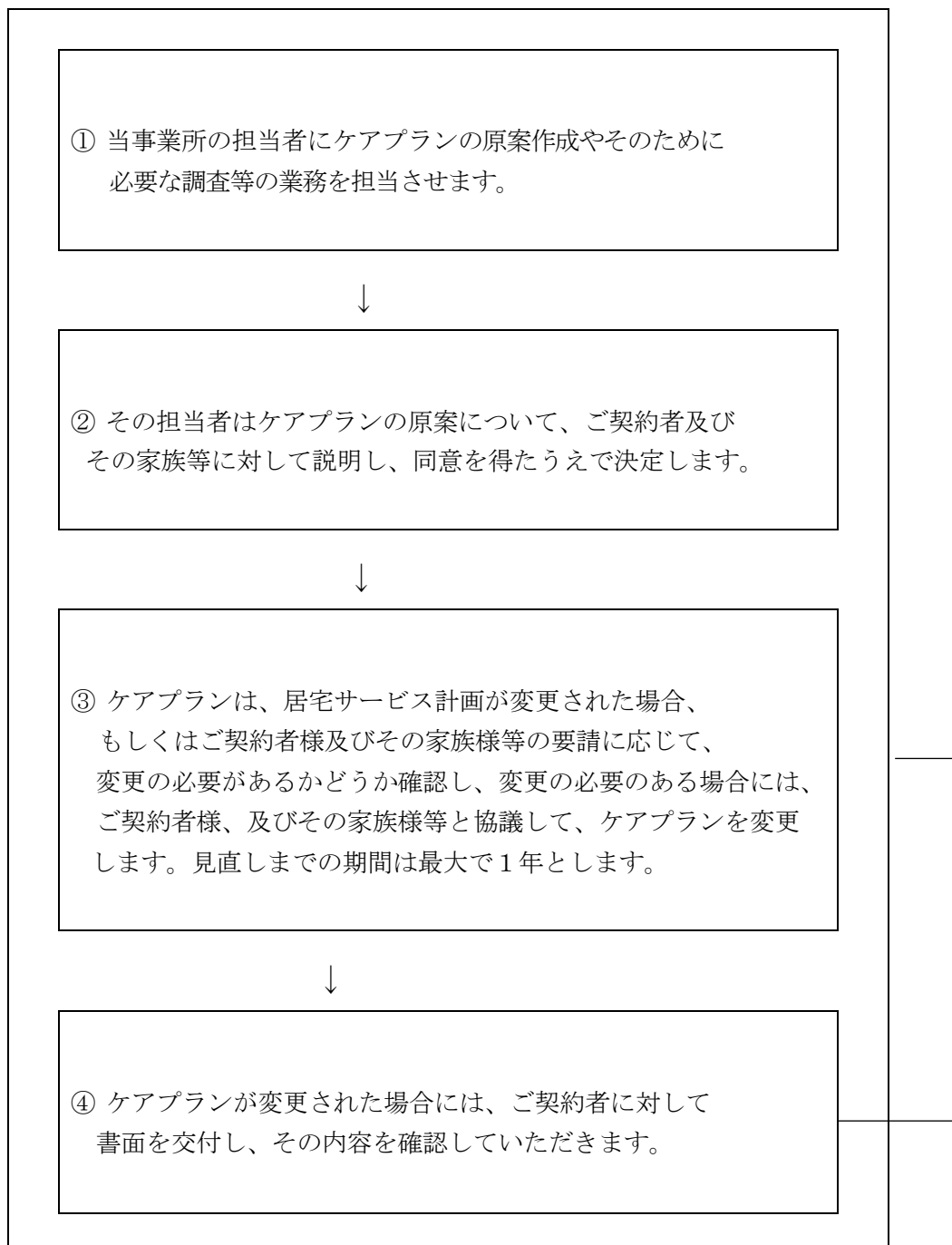
☆居室の変更

ご契約者様から居室の変更希望の申し出があった場合には、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご契約者様の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者様やご家族様等と協議のうえ決定するものとします。

3 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者様に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画（以下、「ケアプラン」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次のとおりです。（契約書第3条参照）



(2) ご契約者に係る「居宅サービス計画」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

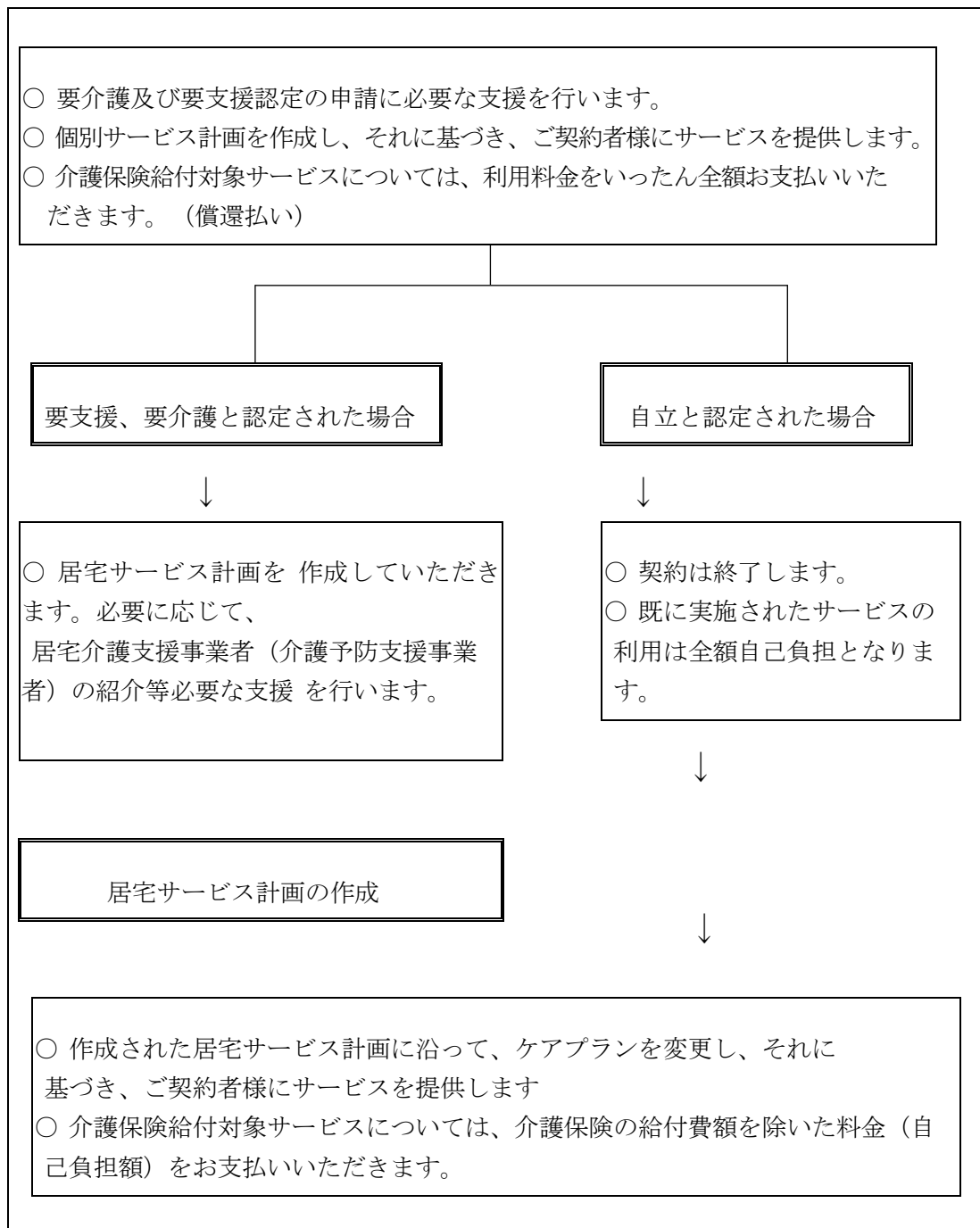
① 要介護及び要支援認定を受けている場合

- 居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）の紹介等必要な支援を行います。
- ケアプランを作成し、それに基づき、ご契約者様にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅サービス計画の作成

- 作成された居宅サービス計画に沿って、ケアプランを変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要介護及び要支援認定を受けていない場合



4 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者様に対して短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

（特別養護老人ホーム（57床）と兼務）

	職種	常勤換算	指定基準
1	事業所長（管理者）	1名	1名
2	介護職員	21名以上	21名
3	生活相談員	1名以上	1名
4	看護職員	3名以上	3名
5	機能訓練指導員	1名（看護職と兼務）	1名
6	介護支援専門員	2名（介護職と兼務）	1名
7	医師	0.2名	必要数
8	管理栄養士	1名以上	1名
9	事務職員	4名	必要数

（注1） 常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（37.5時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、

1名（8時間×5名÷37.5時間＝1.07名）となります。

<主な職種の勤務体制・一部、特別養護老人ホーム（57床）と兼務>

職種	(介護予防)短期入所生活介護
1 医師	特養及び養護老人ホームの嘱託医師
2 生活相談員	9:00～17:30 2名
3 介護職員	1 勤(A) 7:00～15:30 2名
	1 勤(B) 7:30～16:00 2～3名
	日勤 8:30～17:00 2～3名
	3 勤(A) 11:00～19:30 3名
	3 勤(B) 11:45～20:15 3名
	夜勤 20:00～8:45 3名
4 看護職員	早出 8:00～16:30 1名
	日勤 8:30～17:00 1名以上
	遅出 10:00～18:30 1名

4 機能訓練 指導員	看護職員が兼務している
---------------	-------------

<配置職員の職種>

介護職員

・・・ご契約者様の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

- ・ 3名の利用者に対し1名以上の介護職員を配置しています。

生活相談員

・・・ご契約者様の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

- ・ 1名以上の生活相談員を配置しています。（特養と兼務）

看護職員

・・・主にご契約者様の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

- ・ 3名以上の看護職員を配置しています。（3名特養と兼務）
- ・ 18：30～8：30の時間帯は看護職員が不在ですが、オンコール体制を整えています。

機能訓練指導員

・・・ご契約者様の機能訓練を担当します。

- ・ 1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師

・・・ご契約者様に対して、主治医の確認の上、特養・養護の嘱託医師が健康管理及び療養上の指導を行う場合があります。

事務職員

・・・必要な事務を行う。

5 当事業所が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）サービスを提供します。

また、上記サービスについては

- | |
|---|
| 1) 利用料金が介護保険から給付される場合
2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

(i) <サービス概要>

① 入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。必要時には医師の意見書を願います。
- ・寝たきりの方でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 食事

- ・ご契約者様の心身等の状況に応じて、食事の必要な介助を行います。

③ 排泄

- ・ご契約者様の心身等の状況に応じて、排泄の必要な介助を行います。

④ 機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者様の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を予防するための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ・毎日の口腔ケアについてもご契約者様の状態に応じて対応します。

⑥ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(ii) <サービス利用料金（1日あたり）>（契約書8条参照）

下記の料金表によって、ご契約者様の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）お支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

●短期入所生活介護

(一割負担の場合)

1 ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度 1 6,779円	要介護度 2 7,515円	要介護度 3 8,293円	要介護度 4 9,039円	要介護度 5 9,775円	送迎 (片道) 1,961円
2 うち、介護保険から 給付される金額	6,101円	6,763円	7,463円	8,135円	8,797円	1,764円
3 サービス利用に係る 自己負担 (1-2)	678円	752円	830円	904円	978円	197円

(二割負担の場合)

1 ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要介護度 1 6,779円	要介護度 2 7,515円	要介護度 3 8,293円	要介護度 4 9,039円	要介護度 5 9,775円	送迎 (片道) 1,961円
2 うち、介護保険から 給付される金額	5,423円	6,012円	6,634円	7,231円	7,820円	1,568円
3 サービス利用に係る 自己負担 (1-2)	1,356円	1,503円	1,659円	1,808円	1,955円	393円

●介護予防短期入所生活介護

(一割負担の場合)

1 ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要支援 1 4,999円	要支援 2 6,172円	送迎 (片道) 1,961円
2 うち、介護保険から 給付される金額	4,499円	5,554円	1,764円
3 サービス利用に係る 自己負担 (1-2)	500円	618円	197円

(二割負担の場合)

1 ご契約者の要介護度 とサービス利用料金	要支援 1 4,999円	要支援 2 6,172円	送迎 (片道) 1,964円
2 うち、介護保険から 給付される金額	3,999円	4,937円	1,568円
3 サービス利用に係る 自己負担 (1-2)	1,000円	1,235円	393円

☆上記料金表には介護職員等処遇改善加算Ⅰ（総単位数に14.0%上乘せ）が含まれていません。

☆負担割合が3割の方につきましては、自己負担額が1割負担の方の約3倍となります。

☆加算体制はサービス提供体制強化加算Ⅱ（18単位）・夜勤職員配置加算Ⅲ（15単位）・生産性向上推進体制加算（月100単位）・介護職員等処遇改善加算Ⅰ（総単位数の14.0%）です。ただし要支援の方につきましては夜勤職員配置加算Ⅲを算定いたしません。

☆介護ロボットやICT等の導入後の継続的なテクノロジー活用を支援するため、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行います。生産性向上推進体制加算として1月につき100単位（約107円）ご負担いただきます。

☆ケアプランにおいて当該日に利用することが計画されていない緊急の利用をされた場合、原則、1週間を限度として緊急短期入所受入加算として1日当たり90単位が加算されます。

☆40歳～65歳未満の認知症の方に対して、個別の担当者を定めて対応した場合に1日当たり120単位が加算されます。

☆実質30日を超える同一施設での長期利用者において、基本報酬の適正化を図る目的として1日当たり30単位（約32円）の減算があります。但し、連続61日以上短期入所生活介護を行った場合には、以降算定いたしません。

☆連続して60日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業所に入所している場合、介護福祉施設サービス費の単位数と同単位数となります。料金は以下の通りです。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
変更後	611円	685円	763円	837円	911円

☆連続して30日を超えて同一の指定介護予防短期入所生活介護事業所に入所している場合、要支援1の認定を受けられている利用者は介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の75%に相当する単位数に、要支援2の認定を受けられている利用者は介護福祉施設サービス費の要介護1の単位数の93%に相当する単位数に変更となります。料金は以下の通りです。

	要支援1	要支援2
変更後	472円	585円

☆ご契約者様が未だ要介護及び要支援認定を受けていない場合には、サービスの利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援または要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。その際、ご契約者様が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者様に提供する食事の材料及び調理に係る費用は別途いただきます。

☆ご契約者様の滞在費（多床室の場合は光熱費相当、個室の場合は光熱費及びお部屋代）は別途いただきます。

☆令和4年の家計調査によれば、高齢者世帯の光熱・水道費は令和元年に家計調査に比べると上昇しており、在宅で生活をする者との負担の均衡を図る観点や、令和5年度介護経営実態調査の費用の状況等を総合的に勘案し、令和6年8月1日より基準費用額（居住費）を、1日につき60円引き上がります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆ご契約者様が介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については、上表と異なることがあります。

☆職員配置の変更等により、加算体系が変更し、上記料金が増減する場合があります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 介護保険給付の支給限度額を超えてサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、前記5（1）（ii）のサービス利用料金表に定められた「サービス利用料金」欄の全額（自己負担額ではありません）が必要となります。

② 個人情報に係わる情報の開示方法と手数料・複写物の交付

介護及び看護記録等個人情報の開示には所定の書面での申請が必要です。（当法人個人情報にかかる開示申請等に関する規則に基づく）また、事務手続きが発生した場合、通知1件につき500円、開示申請1件につき500円を手数料としていただきます。

また、ご契約者は、サービス提供についての記録その他複写物を必要とする場合には実費担当をご負担いただきます。モノクロ1枚につき10円

③ 食事の提供

・当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。（アレルギーや嗜好の激しいもの等の場合は、代替食による対応も行います。）

・ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。ただし、体調等の状態に応じて、居室等において食事を摂ることもできます。

・1日あたりの食費は 1620円（朝食370円・昼食720円・夕食530円）

※ 食事の材料及び調理にかかる費用

（食事時間）

朝食：7：45～8：30 昼食：12：00～13：00 夕食：18：00～19：00

（睡眠や体調等の状態に応じて、ある程度、時間は変更して対応します。）

④ 滞在費

ご契約者ご利用中の滞在費用です。（光熱費、及びお部屋代相当）

・多床室（相部屋）ご利用の場合は、1日あたり 915円

・個室ご利用の場合は、1日あたり 1231円

⑤ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができますが、別に材料費等の実費をいただく場合もあります。

⑥ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

⑦ 理髪・美容

〔理髪サービス〕

月に1回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃、洗髪等）をご利用いただけます。

ご利用については事前に生活相談員までお申し付け下さい。

⑧ コーヒーラウンジやまびこ喫茶の利用

コーヒー等喫茶及びお菓子等を実費で販売しています。

⑨ 交通費

通常区域（東灘区、灘区及び中央区）以外の住所地の場合は別途料金を頂く場合があります。

⑩ テレビ代

居室に個別で設置をご希望の方に限り、1日あたり100円頂きます。

☆「特定入所者介護サービス費」の支給について

・食費、及び滞在費につきましては、原則として上記（2）③、④の契約料金となりますが、所得の低いご利用者には、それぞれ下記の上限額にてご負担頂きます。契約料金とご負担額の差額は、制度上の保険給付（補足給付）で補われます。

（食費）

1日あたり

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
施設の契約料金	1445円	1445円	1445円	1445円	1620円
補足給付の額	1145円	845円	445円	145円	0円
利用者負担金	300円	600円	1000円	1300円	1620円

（滞在費）・多床室（相部屋）ご利用の場合

1日あたり

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
施設の契約料金	915円	915円	915円	915円	915円
補足給付の額	915円	485円	485円	485円	0円
利用者負担金	0円	430円	430円	430円	915円

（滞在費）・個室ご利用の場合

1日あたり

	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
施設の契約料金	1231円	1231円	1231円	1231円	1231円
補足給付の額	851円	751円	351円	351円	0円
利用者負担金	380円	480円	880円	880円	1231円

- ・表記している各段階はご利用者の「介護保険料段階」による区分であります。
- ・第4段階（それ以上を含む）のご利用者につきましては「補足給付」はありません。

（食費内訳）

朝食	昼食	夕食	1日（3食）
370円	720円	530円	1,620円

※ 食数変更は当日の昼食・夕食・翌日の朝食について当日朝10時までの受付となります。変更の連絡がない場合は予定通りの費用を頂きます。

※ 上記金額は負担段階が第4段階の方のものとなります。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第8条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヵ月毎に計算しご請求しますので、ご利用月の翌月末日までに以下のお支払い方法でお支払い下さい。(1ヵ月に満たない期間のサービスに関する料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア 窓口での現金支払い

イ 光明苑指定銀行口座へのお振込み

ウ 銀行自動引き落とし(別紙の申込書による)

※ 別紙申込書ご記入後、初回引き落としまでおよそ2ヵ月かかります。

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第9条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前々日までに事業者に出して下さい。

○利用予定日の前々日までに申し出がなく、前日もしくは当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。

利用予定日の前々日に申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日に申し出があった場合	当日の利用料金の50%
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の全額

○介護保険給付の対象となるサービスの取消料については、上表の区分に従い自己負担額の50%もしくは全額となります。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所及び訪問介護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスが提供できない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

(5) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合には、ご契約者の希望により、緊急時等含めて下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません)

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人神戸健康共和会東神戸病院
所在地	神戸市東灘区住吉本町1丁目24-13
診察料	内科 外科 小児科 理学療法科 皮膚科等

医療機関の名称	公益財団法人甲南会 甲南医療センター
所在地	神戸市東灘区鴨子ヶ原1丁目5-16
診察科	内科 外科 小児科 精神科 皮膚科等

医療機関の名称	公益財団法人甲南会 六甲アイランド甲南病院
所在地	神戸市東灘区向洋町中2-11
診察科	内科 外科 小児科 リハビリテーション科 皮膚科等

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	遠藤歯科クリニック
所在地	神戸市東灘区甲南町3丁目8-23
診察科	歯科

6 サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6ヶ月間（要介護及び要支援認定期間）同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護及び要支援認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間中であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約・解除届出書をご提出下さい。但し、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規定の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約は出来ません）
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑧ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第 2 1 条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ① ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3ヶ月 遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらず、これが支払われない場合
※滞納料金のお支払いがないときは、警察署への被害届を提出させて頂く可能性もあります
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用サービス等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者もしくはサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご契約者が重大な自傷行為（自殺にいたるおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ ご契約者およびご家族によるサービス従業者への暴言・暴力・ハラスメント等により、信頼関係の構築が難しく、サービスの提供を継続することが困難と判断される場合

(3) 契約の一部が解約または解除された場合（契約書第 2 2 条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約の終了に伴う援助（契約書第 1 8 条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

7 サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画及び業務継続計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規定に基づいて定期的に避難救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともにご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより、身体等を拘束する場合があります。
- ⑥ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに家族、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません(守秘義務)。
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、ご契約者の同意を得ます。
- ⑧ ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合等には、速やかに家族、主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処置を講じます。
- ⑨ 事業所は事故発生を防止するための措置を適切に実施するため、指針の整備、定期的な委員会や研修を行うと共に、専任の担当者を設置します。
- ⑩ 事業所は虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応のため、指針の整備、定期的な委員会や研修を行うと共に、専任の担当者を設置します。

- ⑪ 事業所は感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように指針の整備、定期的な委員会や研修を行うと共に、発生した場合には適切な対応を行います。
- ⑫ 事業所は適切なサービスの提供を確保する観点から、性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化など、必要な措置を講じます。
- ⑬ 事業所は従業者の資質向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備します。

8 サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

下記の物は、紛失・盗難の恐れ、危険な状況が起こる可能性がありますので、持ち込みをお断り致します。万が一、持ち込まれた場合、紛失・盗難・怪我等に関して当施設は一切の責任を負えませんのでご了承ください。

- ・特別な事情がない限り、現金のお持ち込みは控えてください。
- ・貴金属類等高価な物等
- ・思い出の品等
- ・針、ナイフ等鋭利な刃物等
- ・ペットなどの生き物
- ・その他、施設により持ち込みが適当と判断しない物

(2) 面会

面会時間は 9:00～20:00。但し、緊急時及びやむを得ない事情がある場合その限りではありません。

(3) 施設・設備使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当な代価をお支払いいただく場合があります。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。
- サービス従業者に対する金品等の心付けはお断りしています。

(4) 喫煙

施設内は全館禁煙となっております。

9 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、契約者やその家族に対し、速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

10 身元引受人兼連帯保証人（契約書第24条参照）

身元引受人には送迎の送り出しや契約者がサービス提供中に、体調不良・熱発等を生じた場合に送迎等の対応をしていただきます。連帯保証人には、ご契約者の利用料等の債務について、契約者と連帯して、その債務履行義務につき極度額を限度としてご負担いただきます。

11 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者に故意、又は過失が認められる場合には契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。
 - ① 契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれをつけず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ② 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
 - ④ 契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

12 苦情の受付について（契約書第26条参照）

(I) 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

○苦情受付担当者

[職氏名] 越智 皇輔 特別養護老人ホーム 光明苑 課長 生活相談員

078-851-2560

受付時間 毎日 9:00～17:30

○第三者委員

氏名 能瀬 敏文

職名 弁護士

連絡先 大阪市北区西天満3-3-17 ルアンジュ南森町203号室

電話番号 06-6361-7720

氏名 鳥井 隆史
 職名 社会福祉法人 神戸老人ホーム 評議員
 電話番号 078-411-6201

○苦情解決責任者

{職氏名} 特別養護老人ホーム光明苑施設長 竹本 慎

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員も苦情を受け付けることができます。さらに第三者委員は、苦情解決を円満に図るために双方への助言や話し合いへの立ち会いなども致します。

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円満な解決に努めます。

(2) 行政機関その他の苦情受付機関

兵庫県国民健康保険団体連合会 介護サービス苦情相談窓口	所在地：神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801号 電話番号：(078) 332-5617 FAX：(078) 332-5650 受付時間：8:45～17:15 平日
神戸市保健福祉局 監査指導部 (法人・施設指導担当)	所在地：神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館20階 電話番号 (078) 322-6242 FAX (078) 322-5771 受付時間 8:45～12:00 13:00～17:30 平日
養介護施設従事者等による 高齢者虐待方専用電話(監 査指導部内)	電話番号 (078) 322-6774 受付時間 8:45～12:00 13:00～17:30 平日
(介護保険サービスの質や契 約上のトラブルについてのご 相談) 神戸市消費生活センター	電話番号 (078) 371-1221 受付時間 9:00～17:00 平日

1.2 第三者評価の実施状況
 実施なし

令和 年 月 日
時 分 ~ 時 分

交付場所

指定居宅サービス中の〔短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）〕サービスの提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者

住 所 神戸市東灘区住吉本町3丁目7-41
事業者 社会福祉法人 神戸老人ホーム 理事長 八木 良三
事業者名 特別養護老人ホーム 光 明 苑
代表者氏名 施 設 長 竹 本 慎 印

説明者職名 生活相談員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

住所
氏名 印

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、〔短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）〕サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、私が、契約者に代わって署名を代行いたします。

署名代行者

住所
氏名 印
(契約者との関係)

身元引受人 兼 連帯保証人（原則として家族の方）

住所
氏名 印
(契約者との続柄)

連帯保証人（身元引受人と別に立てる場合）

住所
氏名 印
(契約者との続柄)